

令和9～13年度 神栖市立保育所等給食調理業務委託プロポーザル実施要領

1 事業の目的

神栖市（以下「市」という。）は、令和9～13年度 神栖市立保育所等給食調理業務を民間委託する事業者の選定にあたり、民間事業者の技術力や専門性を活用し、保育所等給食調理業務の安全性及び安定性を確保するとともに、適切な業務遂行能力を有する事業者を選定するため、公募型プロポーザル方式を実施する。

2 事業の概要

- (1) 事業名 令和9～13年度 神栖市立保育所等給食調理業務委託
(以下「本業務」という。)
- (2) 本業務の対象施設は、次の保育所等給食の調理業務を委託するものとする。
 - ・神栖市立大野原保育所
 - ・神栖市立波崎こども園
 - ・神栖市立土合こども園
- (3) 業務内容
「令和9～13年度 神栖市立保育所等給食調理業務委託仕様書」のとおり
- (4) 委託期間
令和9年4月1日から令和14年3月31日まで

3 本業務に要する費用（見積限度額）

本業務に関する費用は、324,115,000円以内とする。ただし、各年度にかかる支払い限度額は、次のとおりとする。（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

令和9年度	64,823,000円
令和10年度	64,823,000円
令和11年度	64,823,000円
令和12年度	64,823,000円
令和13年度	64,823,000円

なお、この金額は契約金額の限度を示すものであり、市がこの金額で契約することを約束するものではない。また、参考見積書の金額が見積限度額を超過した場合は失格とする。

4 参加資格

本業務のプロポーザルに応募する者は、次に掲げる要件をすべて満たすものとする。

- (1) 公告日現在において、令和7・8年度神栖市競争入札参加資格者名簿の役務の提供等に登載されていること。
- (2) 食品衛生法（昭和22年法律第233号）の規定による営業許可を有すること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者及び同条第2項の規定に基づく市の入札参加の制限を受けていない者であること。
- (4) 公告日からプロポーザル実施日までの間において、神栖市建設工事及び委託業務等の契約事務に関する規程（平成12年神栖町訓令第6号）に基づく入札参加資格停止措置を受けていない者及び茨城県の指名停止措置を受けていない者であること。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者、破産法（平成16年法律第75号）に基づき破産手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。（ただし、再生手続開始決定がなされ、競争参加資格の再認定を受けた者を除く。）

- (6) 役員等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者でないこと。
- (7) 過去3年以内に給食業務において食品衛生法に基づく営業処分を受けていない者であること。
- (8) 市内に営業所等を有する者は、市納税義務に対し完納していること。
- (9) 国または地方公共団体の発注による本事業と同種事業の実績を、過去5年以内において有していること。

5 実施等のスケジュール

公募開始	令和8年10月9日(金)
質問の受付期限	令和8年10月15日(木)午後4時必着
質問に対する回答日	令和8年10月19日(月)
応募書類等の提出期限	令和8年10月26日(月)午後4時必着
参加資格確認結果・一次審査結果通知	令和8年11月5日(木)（予定）
第2次審査（プレゼンテーション及びヒアリング審査）	令和8年11月17日(火)（予定）
第2次審査に関する結果の通知	令和8年12月上旬（予定）
委託事業者の決定	令和8年12月上旬（予定）
業務開始準備	契約締結後から令和9年3月31日まで

6 実施要領等に関する質問の受付及び回答

- (1) 質問の受付方法
質問書（様式第9号）に内容を簡潔にまとめて記載し、電子メールにより提出すること。なお、電子メールの件名は「令和9～13年度 神栖市立保育所等給食調理業務委託プロポーザル質問」とし、送信後は、必ず電話にて送信の旨を連絡すること。電子メール以外の方法による質問は受け付けない。
- (2) 受付期間
令和8年10月9日(金)から同月15日(木)午後4時必着
- (3) 回答日
令和8年10月19日(月)
- (4) 電子メールアドレス
kosodate@city.kamisuibaraki.jp
- (5) 質問及び回答の公開
実施要領等に関する質問及び回答は、市のホームページに公開する。

7 応募書類等の受付、参加資格確認結果通知

- (1) 提出期間
令和8年10月20日(火)から10月26日(月)まで
※土曜日、日曜日、祝日を除く、午前9時から午後4時までの間とする。
- (2) 応募に必要な書類
- ① 応募事業者の参加資格条件等に関する申請書類（様式第1号から様式第7号まで）
 - ② 審査に係る提案書類提出書（様式第11号）
 - ③ 提案書（様式第12号から様式第16号まで）
 - ④ 見積書・業務等委託費内訳書・人件費内訳書（様式第17号から様式第19号まで）
 - ⑤ 会社概要
 - ⑥ 参加資格確認結果通知返信用封筒（簡易書留分（490円）の切手を貼り、返信先宛名を記入したもの。）

(3) 応募書類作成要領

本プロポーザルに関する提案書等は、A4判フラットファイルの表紙及び背表紙に「神栖市立保育所等給食調理業務委託事業に係る提出書類」及び「商号及び名称等」を記載し、様式第1号を1ページとし、様式第19号まで（ただし、様式第8号から第10号までは除く。）及び会社概要を綴ること。

① 書式

A4縦長横書を原則とし、文字サイズは見やすいフォント（11ポイント程度）で作成し、ページ番号をつけること。また、提出書類名を記したインデックス等を付した状態で提出すること。

② 見積額

年度別の内訳を記入し、5か年の総額は見積限度額（消費税及び地方消費税相当額を含む。）の範囲内であること。

見積書に押印する印鑑は、会社印及び代表者実印（法務局が証明する印鑑）とする。

③ 会社概要

- ・会社の沿革及び組織のわかる書類PR用パンフレットでも可
- ・製造物責任（PL）法に基づく製造者責任、その他の製造物の欠陥による製造業者等の損害賠償の責任に係る生産物賠償責任保険に加入していることを証する書類
- ・商業登記簿謄本（現在事項全部証明書）（写しでも可。ただし、応募書類の提出日直前3か月以内に発行されたもの）

④ 提出部数

各10部（正本1部・副本9部）

⑤ 提出先

〒314-0121

茨城県神栖市溝口1746番地1

神栖市福祉部こども政策課

TEL 0299-90-1206

⑥ 提出方法

持参または郵送（配達証明付書留郵便）とする。

(4) 参加資格確認結果通知

提出された書類等で参加資格者の条件等の有無を確認し、応募事業者全てに「プロポーザル参加資格確認結果通知書（様式第8号）」を送付する。

8 審査方法

プロポーザルの審査は、以下のとおりとする。

(1) 第1次審査（書類審査）

提出された書類について「9審査基準（1）～（4）」に基づいて審査し、得点を算出する。

応募事業者が4者以上の場合は、合計得点の高い順に上位3者を選定する。

実施日：令和8年11月2日（月）（予定）

(2) 第2次審査（プレゼンテーション等による最終審査）

第1次審査により選定された者に対し、企画提案についてのプレゼンテーション等を実施する。

審査は「9審査基準（5）及び（6）」に基づいて行い、第1次審査と第2次審査の総合評価の合計点数が最も高いものを事業候補者とする。

なお、審査の順番は応募書類の受付順とし、辞退が出た場合は順次繰り上げる等の方法により対処する。

実施日：令和8年11月17日（火） 午前10時から（予定）

場 所：神栖市保健・福祉会館 本館2階 会議室1（神栖市溝口1746番地1）

実施時間：30分程度（プレゼンテーション：20分以内、質疑応答：10分程度）

※ 準備及び撤収は、審査の前後10分間で行うこと。

出席者：3名までとし、業務責任者として配置予定の者は必ず出席しなければならない。

準備物：プロジェクター、スクリーンは市で用意するが、その他必要な機材（ＰＣ、接続ケーブル等）は各自準備すること。

(3) 審査結果の通知

① 1次審査

審査結果を書面により通知する。

なお、選考された者のみ、審査結果及びプレゼンテーション等を実施する旨を書面により通知する。

② 2次審査

審査結果を書面により通知する。また、受託候補者決定後、審査結果を市ホームページに公表する。

9 審査基準

審査項目	評価基準
(1) 事業実施体制	事業を適正かつ確実に実施するための体制が整っており、事業に関する信頼性や高い遂行能力が期待できるか。
(2) 業務実績	本事業を遂行可能と判断できる十分な実績を有しているか。
(3) 見積額	① 見積額が、提案書の内容に対して妥当であるか。 ② 経費の内訳が適正かつ明確に示されているか。
(4) 地域加算	茨城県内、本市内に主たる営業所（本社）・支店を有する者（商業登記簿謄本における所在地が茨城県もしくは神栖市である者）に加点する。
(5) 企画提案の内容	① 業務実施体制について ② 危機管理体制について ③ 衛生管理業務について ④ 調理従事者等の教育方法について ⑤ 保育所等給食業務の円滑な運営について
(6) プレゼンテーションの内容	本業務に対する取組意欲が高く、熱意が感じられるか。

※令和8年度現在、神栖市立保育所給食調理業務委託で雇用中の従事者を含め、本業務の従事者として採用を希望する者に対する雇用計画の内容（採用人数、採用条件、福利厚生、処遇等）を「業務実施体制に関する提案書（様式第12号）」の(5) 現従事者の再雇用についてに記載すること。
従事者の再雇用計画は、業務委託の指定の条件ではないが、審査評価の対象となる。

※配点は非公表とする。

10 失格事項

本プロポーザルの提案者または提出された提案書が、次の各号のいずれかに該当する場合は、その提案を失格とする。

- (1) 参加資格の要件を満たさなくなった場合
- (2) 参考見積額が「3. 本事業に要する費用（見積限度額）」を超過した場合
- (3) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (4) プレゼンテーション等に参加しなかった場合
- (5) 選考の公平性を害する行為があった場合
- (6) 前各号に定めるもののほか、提案にあたり著しく信義に反する行為等、審査委員長が失格であると認めた場合

11 その他留意事項

- (1) 本プロポーザルに係る経費は、全て応募者の負担とする。
- (2) 提出された書類は、返却しないとともに事業者の選定以外には無断で使用しない。

- (3) 提出書類の提出後の修正又は変更は、一切認めない。
- (4) 提出書類等の記載された個人情報等は本業務の事業者の選定のために使用し、その他の目的には一切使用しない。
- (5) 審査の内容についての問合せには、一切応じない。
- (6) プレゼンテーション審査の際、市が録音機器を使用することを認めること。
- (7) 市が追加で資料の提出を求めた場合は、速やかに対応すること。
- (8) 応募事業者が応募を辞退するときは、必ず、参加辞退届（様式第10号）を持参または郵送（配達証明付書留郵便）にて提出すること。
- (9) 業務履行の開始前に委託業務に必要な準備は自らの費用負担により行うこと。

12 提案書等の著作権の取扱い

企画提案書等の著作権等については、次のとおり取り扱うものとする。

- (1) 企画提案書等の著作権は、当該企画提案等を作成した者に帰属するものとする。
ただし、受託先に選定された事業者が作成した企画提案書等の書類については、市が必要と認める場合には、市は、事業者にあらかじめ通知することにより、その一部又は全部を無償で使用（複製、転記又は転写をいう。）することができるものとする。
- (2) 市は提出された企画提案等について、神栖市情報公開条例（令和5年神栖市条例第2号）の規定による請求に基づき、第三者に公開することができるものとする。ただし、事業を営む上で、競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報は非公開とする場合がある。
なお、本プロポーザルの事業候補者選定前において、決定に影響するおそれがある情報については、決定後の公開とする。

13 窓口

神栖市福祉部こども政策課

〒314-0121

茨城県神栖市溝口1746番地1

電話番号 0299-90-1206

FAX 0299-77-5844

電子メールアドレス kosodate@city.kamisu.ibaraki.jp